プロフェッショナル人材 副業兼業人材活用促進補助金

1. 概要

この補助金は、県内中小企業が経営課題解決に向けて、<u>副業・兼業としてプロフェッショナル人材を確保した場合</u>に、当該人材の移動に要する費用を4分の3、または2分の1補助するものです。

2. 対象経費

①プロ人材の移動費	業務に従事するために県内事業所等を訪れる際に 必要な移動費を補助
	※1回の往復費用が1万円以上の場合のみ対象
②プロ人材の宿泊費	業務に従事するために県内を訪れた際に 必要な宿泊費を補助
	※宿泊費のみの申請はできません。 ①の移動費と併せてご申請ください。

注意

- ●滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて、副業・兼業プロ人材を 確保した場合が対象です。
- ●宿泊費を除く1回の移動費が1万円以上の場合が対象です。 (※宿泊費のみの申請は不可)
- ●令和7年3月7日までに発生する経費が対象です。

3. 補助率等

- (1)副業・兼業プロ人材がデジタル人材の場合 4分の3
- (2)副業・兼業プロ人材がデジタル人材でない場合 2分の1
- ※それぞれ上限は50万円です。



4. 申請手続き

<申請期限> 令和7年2月7日(金)

<申請先・問合せ>

〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県労働雇用政策課 産業ひとづくり推進室

TEL: 077-528-3767 Email: fe0004@pref.shiga.lg.jp